

第8回首都圏大深度地下使用協議会幹事会の概要について

1. 平成30年6月4日（月）10時より、さいたま新都心合同庁舎2号館5階共用大会議室501において、第8回首都圏大深度地下使用協議会幹事会が開催された。
2. 協議会幹事会においては、中央新幹線（品川・名古屋間）について、大深度地下使用法に基づく使用認可の申請がなされたことを踏まえ、処分庁より、同法に基づく使用認可に関する処分の手続きについての説明、また、事業者より、本事業の使用認可の申請にかかる事業の内容等についての説明が行われた。
主な内容は、以下のとおり。

（1）使用の認可に関する処分の手続きについて

- 処分庁である国土交通省都市局都市政策課より、大深度地下使用法に基づく使用認可手続きについて説明があり、今後、申請書等の審査にあたっては、本協議会の活用を通じて、関係行政機関の意見聴取を行う予定であるとの説明がなされた。

（2）中央新幹線（品川・名古屋間）の使用認可の申請について

- 事業者であるJR東海より、大深度地下使用認可申請の内容について説明がなされた。具体的には、事業の概要、大深度地下の特定、安全の確保や環境保全等についての説明がなされた。

（3）主な質疑応答等

- 災害・事故等の対応は、地元消防本部が行うことになるので、そこへの説明をしっかりと行っていただきたい旨の要請意見があった。
事業者からは、連携を密にし、説明等を適宜行う旨の回答があった。
- 環境保全への着実・適切な対応と、工事の施工中・施工後のモニタリングの着実な実施をお願いしたい旨の要請意見があった。
事業者からは、モニタリングを確実に行うとともにこれを公表し、実施をしっかりと行っていく旨の回答があった。